



登記が完了した場合に登記官がする通知に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 表題部所有者がA及びBの土地について、A及びBが地積の更正の登記を申請し、当該登記が完了した場合には、登記官は、A及びBに当該登記が完了した旨を通知しなければならない。
- イ 表題部所有者がA及びBの土地について、真実の所有者が表題部所有者の更正の登記を申請し、当該登記が完了した場合には、登記官は、A又はBに対し、当該登記が完了した旨を通知しなければならない。
- ウ 表題部所有者がA及びBの土地について、職権による地目の変更の登記が完了した場合には、登記官は、Aに当該登記が完了した旨を通知すれば足りる。
- エ 表題部所有者がA及びBの土地について、河川管理者から当該土地が河川区域内のものとなった旨の登記が嘱託され、当該登記が完了した場合には、登記官は、河川管理者にのみに当該登記が完了した旨を通知すれば足りる。
- オ 表題部所有者がA及びBの土地について、Cが分筆の登記を代位して申請し、当該登記が完了した場合には、登記官は、Cに当該登記が完了した旨を通知すれば足りる。

- 1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

ア ×

登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が2人以上あるときは、その1人に通知すれば足りる（規則 181 条後段）。

イ ○

表題部所有者の更正の登記が完了したときは、更正前の表題部所有者に登記が完了した旨を通知しなければならない（規則 183 条 1 項 1 号かつこ書）。この場合、更正前の表題部所有者が2人以上いるときは、その1人に通知すれば足りる（規則 183 条 2 項）。

ウ ○

登記官が職権により表示に関する登記をした場合は、表題部所有者又は所有権の登記名義人に対して、登記が完了した旨が通知される（規則 183 条 1 項 1 号）。この場合も2人以上いるときは、その1人に通知すれば足りる（規則 183 条 2 項）。

エ ×

河川管理者より土地が河川区域内のものとなった旨の登記の嘱託がされた場合は、表題部所有者又は所有権の登記名義人に対して、登記が完了した旨を通知しなければならない（規則 183 条 1 項 1 号）。

オ ×

債権者代位権（民法 423 条）による申請に基づく登記が完了した場合は、被代位者に対して、登記が完了した旨を通知しなければならない（規則 183 条 1 項 2 号）。この場合も2人以上いるときはその1人に通知すれば足りるため、登記官はA又はBのいずれかに通知が必要となる（規則 183 条 2 項）。